

「2つの給付金」について お知らせします



消費税率引き上げの影響などを考慮して、臨時特例的な給付措置として、対象となる人に「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」を支給します。いずれも1回のみ支給です。

まずは6月から「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けます。

	子育て世帯臨時特例給付金	臨時福祉給付金
支給対象者	平成27年6月分の児童手当の支給を受ける人 ※平成27年6月分の特例給付*の支給を受ける人は支給対象者になりません。	平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人 ※課税されている人の扶養に入っている人や、生活保護を受けている人などは支給対象者になりません。
支給額	対象児童1人あたり3,000円 ※対象児童とは、平成27年6月分の児童手当の支給対象となっている子どもです。	1人あたり6,000円
申請方法	6月上旬に、申請書を児童手当の現況届に同封してお届けします。必要事項を記載して、児童手当の現況届と一緒に提出してください。 ※公務員は所属庁から別途案内されます。	臨時福祉給付金の受付開始は8月の予定です。対象者に申請書をお届けする時期など詳細が決まりましたらお知らせします。
提出先	こども家庭課、生活支援課給付金受付窓口、または各支所住民福祉課	
支給方法	申請書に記載された受取口座に、10月以降に振り込みます。	

*特例給付…児童手当の所得制限額以上の人に、子ども1人あたり月額5,000円を支給する制度

【問い合わせ】 生活支援課 ☎22-9664 FAX22-9661

◆ 禁煙しませんか？ ◆

5月31日は、WHO(世界保健機関)が定める世界禁煙デーです。厚生労働省では、世界禁煙デーから1週間(5月31日~6月6日)を「禁煙週間」としています。

市でも、禁煙に取り組みたい人の力になれるように、次の日程で禁煙相談を行います。予約不要ですので、ニコチン濃度チェックだけでも気軽に



【とき】 6月1日(月)~5日(金) 午前9時~午後5時

【ところ】

ハイトピア伊賀

○1階ロビー：パネル展示

○4階：禁煙相談

【内容】

○禁煙に関する相談

○呼気に含まれる「ニコチン濃度チェック」

【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 FAX22-9666